

安全保障輸出管理とは(1/3)

我が国を始めとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、安全保障上懸念のある国家やテロリストの手に渡ることを防ぐため、国際的に安全保障輸出管理の枠組みを作り、国際社会が協調して厳格な管理を行っています。

我が国においては、この安全保障輸出管理の枠組みに沿った貿易管理の取組が、**外国為替及び外国貿易法(外為法)**に基づき実施されています。規制の対象となっている**物[貨物]の輸出、技術の提供等**を行うには経済産業大臣の許可が必要で、無許可で輸出・提供すると法律に基づき**刑事罰や行政制裁が科される**ことがあります。

大学においては、次のような場合に、外為法に基づく安全保障貿易管理上の規制対象となり、経済産業省への許可申請が必要となる場合がありますので、注意が必要です。詳しくは、次ページ以降で説明します。

- 研究機材や化学物質、微生物等の輸出(海外渡航時の持出しを含む)
- 海外の政府や企業が関係する受託研究や共同研究、寄付金及び研究助成金
- 海外企業への技術指導
- 海外からの研究員や留学生の受け入れ(に伴う技術の提供)
- 研究過程における海外研究者とのデータや資料の交換等、

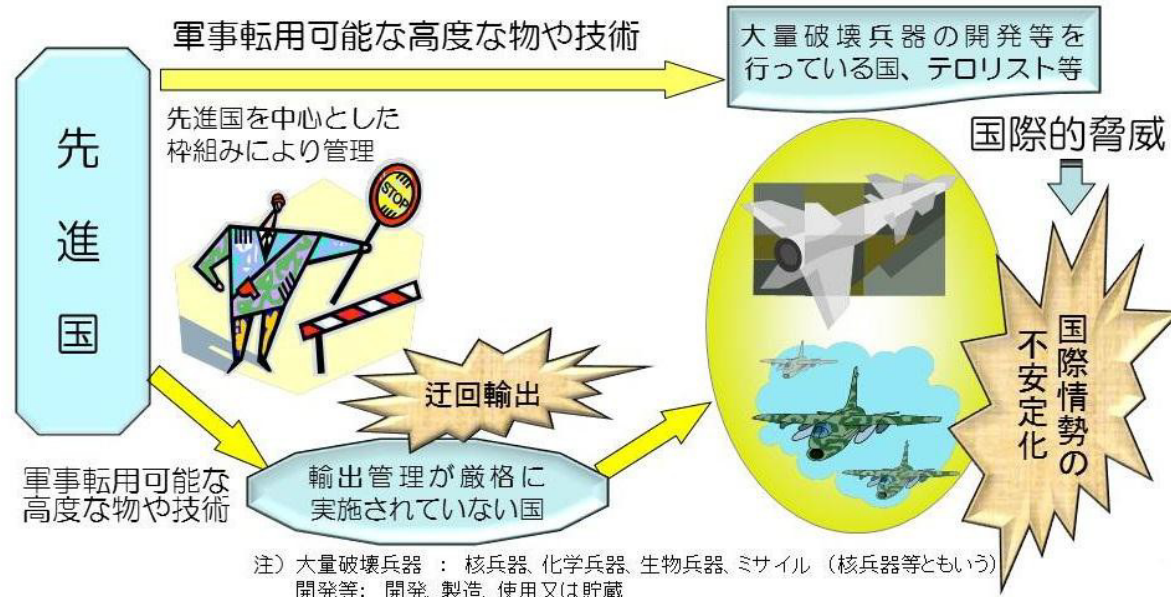
安全保障輸出管理とは(2/3)

1. 安全保障輸出管理とは

■ 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある「**技術提供**」や「**輸出**」を事前にチェックし、懸念のある行為を行わないこと。

2. なぜ、大学でも安全保障輸出管理が必要か

■ 大学における国際交流の進展により、外国人との接触機会の増加するなか、大学の技術情報を狙う集団の存在も顕在化している。



◎ 日本を含む国際社会が一体となって、安全保障輸出管理に取り組んでおり、大学も一員として管理することが必要

◎ 安心して研究を行うためにも、一人一人の意識と行動が重要

3. 違反すると

大学のみならず、先生ご自身も、処罰の対象です！

刑事罰

- 10年以下の懲役
- 3000万(法人は10億)以下の罰金(最大、対象の物・技術の価格の5倍まで)
- 3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止

行政制裁

さらに、社会的制裁を受け、大学のイメージが悪化します

安全保障輸出管理とは(3/3)

4.どのような規制か

■日本では「**外為法**」(※1)により貨物及び技術に対して規制が行われている。

(※1)外国為替及び外国貿易法

■規制は「**リスト規制**」と「**キャッチオール規制**」(※2)があり、木材等を除くほぼ全品目が規制対象となる。

■規制品の輸出や技術提供には、**事前に経済産業大臣の許可取得が必要**。

(※2)右の表参照

制度の概要

	リスト規制	キャッチオール規制		
		大量破壊兵器等 (平成14年4月～)	通常兵器 (平成20年11月～)	
規制対象	<u>政省令で定める品目</u> 武器、機微な汎用品(原子力・生物・化学兵器・ミサイル関連品目、先端材料、工作機械、等)	<u>リスト規制品目以外の全品目</u> (食品、木材等を除く。)		
対象	全地域	下記(A)を除く全地域	下記(B)の国	下記(A)及び(B)を除く全ての国(C)
許可となる要件	—	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途 ②輸入者・需要者の核開発等への関与	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知

(A): 各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国 【計26カ国】: 輸出令別表第3
アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

(B): 国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国 【計10カ国】: 輸出令別表第3の2
アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

(C): 上記(A)、(B)に記載以外の全ての国 イラン、シリア、中国、ロシア、ウクライナ、トルコ、パキスタン、ミャンマー等

5.どんな時に 注意が必要か

海外、外国人
とのコンタクト

貨物を輸出するとき

- ・計測機器や装置の提供・貸与
- ・計測機器やサンプル品の持出し
- ・自作の研究資機材を携行等

技術を提供するとき

- ・技術情報やUSBを用いて提供
- ・研究指導、技能訓練、研究施設の見学
- ・授業、会議、電話やメールでの提供 等

旧式や無償の資機材、**遺伝子なども「貨物」**です
ハンドキャリーでの持出しも「**輸出**」です

外国人研究者への「**技術提供**」は国内でも
発生する可能性があります